第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項中「、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）」を削る。

第六条の五の十第二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六条の五の十一第一項中「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に、「の書面の交付」を「の情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「交付しなければならない」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項（次項において「参考事項等」という。）に改め、「をいう。）」と」の下に「、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と」を加え、「第一項第二号及び第六号並びに」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削り、同条第二項中「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければ」を「事項（次項において「参考事項等」という。）」に改め、「締結する特定預金等契約」と」の下に「、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と」を加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第六号及び」を削る。

第十条の二の五第四号及び第五号を次のように改める。

四　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

五　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（運用状況に係る情報の提供等）」に改め、同条第一項中「「作成期日」を「「期日」に改め、「、運用報告書を作成し」を削り、「交付しなければ」を「対し、当該投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項第一号中「運用報告書を交付しない」を「当該情報を提供しない」に改め、同項第二号中「運用報告書の交付」を「情報の提供」に、「作成期日」を「期日」に、「請求」を「求め」に改め、同項第三号中「運用報告書」を「当該情報」に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の運用報告書に記載すべき事項」を「前項の規定により提供すべき情報」に、「ものを記載した書面を作成し」を「事項に係る情報を、同項の規定による情報の提供とは別に」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成した」を「前二項の規定により情報を提供する」に改め、「ときは」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「これ」を「当該情報」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とする。

第九十八条第五号及び第百条第五号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第百三十六条第一項中「が出資総額等の合計額」を「が出資総額等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下この条において「出資総額等の合計額」という。）」に改める。

第百九十七条中「金融商品取引法第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条第一項、第三項及び第七項、第四十条、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の」を「次の各号に掲げる」に、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同条に次の各号を加える。

一　金融商品取引法第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条第一項、第三項及び第七項、第四十条、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）

二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項

第二百三十九条第二号を次のように改める。

二　第十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二百四十六条第一号中「第十四条第六項」を「第十四条第三項」に改める。

第二百四十七条第三号を次のように改める。

三　第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

（信用金庫法の一部改正）

第九条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十三第一項第三号の二及び第八十五条の二の二中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第八十五条の三の二第二項及び第八十五条の十一第六項中「、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）」を削る。

第八十九条第十項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第八十九条の二第一項中「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に、「書面の交付」を「情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「交付しなければならない」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項（次項において「参考事項等」という。）」に改め、「をいう。）」と」の下に「、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と」を加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削り、同条第二項中「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければ」を「事項（次項において「参考事項等」という。）」に改め、「締結する特定預金等契約」と」の下に「、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と」を加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第六号及び」を削る。

第九十条の四の五第四号及び第五号を次のように改める。

四　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

五　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。